

# 公益財団法人結核予防会

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は公益財団法人結核予防会（以下「本会」という。）の定款第19条第3項及び第41条第3項の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 使用人兼務役員とは、役員のうち本会使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第15条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。
- (8) 病院長とは、本会の事業所たる病院の長をいう。
- (9) 所属長とは、本会の事業所のうち病院を除く事業所の長をいう。

### (報酬の支給)

第3条 本会は、役員の仕事執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の仕事は月額とする。
- 3 常勤役員の仕事に当たっては、当該役員の仕事に依り退職金を支給する。
- 4 評議員には、定款第19条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 5 非常勤役員には、定款第41条による報酬は別表第2に基づいて支給する。

### (報酬の区分)

第4条 常勤役員の仕事は月額基本報酬、役位手当及び医師調整手当とする。

- 2 常勤役員のうち使用人兼務役員の仕事については、その兼務状況により役員報酬と職務報酬に区分して支給する。

### (月額基本報酬)

第5条 本会の常勤役員の仕事は次の各号に掲げるとおりとする。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 代表理事（理事長） | 1, 124, 700円 |
| (2) 代表理事      | 1, 045, 400円 |
| (3) 副理事長      | 1, 045, 400円 |
| (4) 専務理事      | 972, 900円    |
| (5) 常務理事      | 886, 800円    |
| (6) 病院長である理事  | 1, 045, 400円 |

(7) 所属長である理事	972,300円
(8) 上記以外の常勤理事	714,600円

(役位手当)

第6条 役位手当は役職に応じた役員賞与として支給する。

2 役位手当の支給率は経営状況等を鑑みて評議員会で決定する。

なお、当該支給額は月額基本報酬の100分の50を超えることはできない。

(医師調整手当)

第7条 医師調整手当は医師である常勤役員に支給する。

2 医師調整手当は月額基本報酬の100分の10とする。

(退職金)

第8条 退職金は常勤役員に就任した後、任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その相続人に支払うものとする。

2 退職金は退職時の月額基本報酬の額に勤務年数を乗じて得た金額に、別表1に掲げる支給率を乗じて得た金額とする。

3 勤務年数に1年未満の端数があるときは月割り計算により、1月未満の端数は1月に切り上げる。

(評議員の報酬)

第9条 評議員の報酬等は、定款第19条に定める金額の範囲内において別表第2に基づき支払うものとする。

(報酬の支給方法及び支給日)

第10条 報酬は通貨をもって毎月25日に支給することとし、非常勤役員、評議員にあつては、理事会、評議員会への出席等必要の都度、支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができ、支給日が休日に当たる時は順次繰り上げる。

2 新規就任の場合におけるその月の報酬は、その発令の日から日割り計算により支給する。

3 退職した場合におけるその月の報酬は、最後に出勤した日までとし、日割り計算により支給する。

(端数の取扱)

第11条 報酬の計算に当たり円単位未満の端数が生じたときは、計算の終わりにおいて円単位に切り上げる。

(通勤費)

第12条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、別に定める職員を対象とする給与規程に準じて通勤費を支給する。

(費用)

第13条 本会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第14条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第16条 本規程に定めのない事項については、評議員会において協議し、決定するものとする。

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則（平成23年6月28日評議員会、平成23年結予規発第28号）

- 1、この規程は、平成23年6月28日から施行し、平成22年7月1日より適用する。
- 2、この規程の施行されるに伴い、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程を廃止する。

附則（平成24年3月15日評議員会、平成24年結予規発第6号）

- 1、この規程は、平成24年3月15日から施行し、平成24年4月15日より適用する。

附則（平成26年9月4日評議員会、平成26年結予規発第11号）

- 1、この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成26年10月1日より適用する。

附則（平成28年11月4日評議員会、平成28年結予規発第25号）

- 1、この規程は、平成28年11月4日から施行し、平成28年6月23日より適用する。

附則（平成30年3月8日評議員会、平成30年結予規発第4号）

- 1、この規程は、平成30年3月8日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附則（令和4年3月10日評議員会、令和4年結予規発第8号）

- 1、この規程は、令和4年3月10日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

附則（令和5年2月2日評議員会、令和5年結予規発第1号）

- 1、この規程は、令和5年2月2日から施行し、令和5年2月2日より適用する。

附則（令和6年6月20日評議員会、令和6年結予規発第9号）

- 1、この規程は、令和6年6月20日から施行し、令和6年6月20日より適用する。

別表第1

勤続年数	支給率
1	0.00
2	0.00
3	0.60
4	0.64
5	0.67
6	0.74
7	0.80
8	0.87
9	0.94
10	1.00
11	1.01
12	1.02
13	1.03
14	1.03
15	1.04
16	1.06
17	1.07
18	1.09
19	1.10
20	1.12
21	1.14
22	1.16
23	1.18
24	1.21
25	1.23
26	1.26
27	1.29
28	1.32
29	1.35
30	1.38

別表第2 非常勤役員及び評議員の報酬及び交通費

項目	内容
報酬及び金額	非常勤の役員、評議員が理事会・評議員会に出席した場合、報酬として1回17,000円(税別)非常勤の役員、評議員が特別な職務を執行した場合、対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額50万円を超えないものとする。
交通費	実費相当額